

おしらせ

総務課 ☎ IP53-2321
企画課 ☎ IP53-2325
住民課 ☎ IP53-2323
農林建設課 ☎ IP53-2322
保健福祉課 ☎ IP53-3155
選挙委員会 ☎ 53-2324
教育委員会 ☎ IP53-3443

会 議
令和2年第3回
町議会臨時会

5月29日に令和2年第3回町議会臨時会が招集されました。

審議された内容は次のとおりです。

- 令和2年月形町一般会計補正予算(第3号)
- 歳入歳出の総額を255万3000円減額しました。
- 予算総額 55億9123万2000円
- 常勤特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 町長、副町長および教育長の6月に支給する期末手当を3割減額しました。
- 月形町議会議員の議員報酬

募 集
月形町職員を
募集します

及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

□ 月形町議会議員の6月に支給する期末手当を3割減額しました。

月形町では、次のとおり職員を募集します。

■ 一般事務職
募集人員 若干名(上級職、初級職)

1次試験日 9月20日(日)

※2次試験については1次試験合格者に別途通知します

試験内容

○ 上級職 教養試験(大卒程度)、論文試験、面接試験

○ 初級職 教養試験(高卒程度)、作文試験、面接試験

試験会場 ホテルサンプラザ(岩見沢市4条東1丁目6番)

受験資格

○ 上級職 平成5年4月2日から平成11年4月1日まで

に生まれた方

○ 初級職 平成11年4月2日から平成15年4月1日まで

に生まれた方

提出先 月形町役場総務課
受付期限 8月7日(金)まで(郵送の場合は、8月7日の消印有効)

採用日 令和3年4月1日

問合せ先 総務課総務係 ☎ IP53-2321 または空知町村会 ☎ 20-0195 (岩見沢市8条西5丁目)

くらし
し尿の汲み取り依頼
は余裕をもって

本町のし尿および単独浄化槽汚泥については、奈井江浄化センターで近隣の12市町と共同処理を行っています。

施設を効率的に運営するため、月形環境センターから奈井江浄化センターへの搬入時間や量は制限されています。

このため、皆さんから汲み取りの依頼があっても、すぐに対応できないことが予想されますので、汲み取りの依頼は、10日程度の余裕をもって、左記の依頼先へご連絡ください。

依頼先 月形環境センター ☎ 53-2452

問合せ先 住民課生活環境係 ☎ IP53-2323

国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険の被保険者の皆さまへ
新型コロナウイルス感染症の影響により
次の要件を満たす方は、**保険税(料)が減免となります**

【減免の対象となる方】

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯の方
⇒ 保険税(料)を全額免除
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少(■の要件)が見込まれる世帯の方
⇒ 保険税(料)の一部を減額

■ 保険税(料)が一部減額される具体的な要件

● 世帯の主たる生計維持者について

- ・ 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- ・ 前年の所得の合計額が1,000万円以下であること(国民健康保険・後期高齢者医療保険のみ)
- ・ 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

※申請には、収入を証明する書類が必要となります

減免についての相談や申請に必要な書類などの詳細については、下記の各担当係にお問い合わせください。

問合せ先

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料について 住民課税務係 ☎ IP53-2323
介護保険料について 保健福祉課高齢者支援係 ☎ IP53-3155

くらし
献血にご協力を
お願いします

献血を、次の日程で実施します。

16歳から69歳の健康な方なら、どなたでも献血できます。献血された方には各種血液検査の結果が届きますので、定期的に献血をすることで、健康状態をチェックすることもできます。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止のための外出自粛などの影響により、献血者が減少しています。献血は不要不急の外出には当たりません。血液製剤を安定的に確保するためにも、皆さまのご協力をよろしくお願いします。なお、献血車の中は個別に仕切り、消毒を徹底しています。

- 献血日 7月28日(火)
- 場所・時間
- 月形刑務所 午後0時～1時30分
 - 月形町役場
 - ①午前9時30分～10時30分
 - ②午後2時～4時30分
- 問合せ先 保健福祉課保健係
☎ 53・3155

くらし
乗り合いハイヤーの
実証運行はじまる

月形町では、交通空白地域を解消すべく、8月17日より乗り合いハイヤーの実証運行を行います。

●アンケートの結果では
平成30年度に町民アンケートを実施しました。調査では、「新たな移動手段」が運行された場合、利用したいと回答した割合が一定数いました。町では、定額で町内を移動できる地域交通「乗り合いハイヤー」（予約運行型乗合交通）の検討をしています。

●乗り合いハイヤーとは？
乗り合いハイヤーは、利用者からの事前予約があった場合に、利用者の自宅と町内の目的施設（公共施設など）を運行します。

運行方法は、一度に複数の利用者を乗せる「乗り合い」で運行します。乗車時間は、大まかな時間帯となりますが、ハイヤー料金より安価で移動できる交通手段となっています。

詳しくは、広報8月号でお知らせします。

問合せ先 企画振興課地域振興係
☎ 53・2325

申請はお済みですか？
特別定額給付金の申請について

世帯員一人につき10万円が給付される特別定額給付金の申請はお済みですか？

申請がお済みでない方は、郵送またはオンラインでの申請をお願いします。申請方法などが分からない方は下記まで問い合わせください。

※「3密」を避けるため、申請は郵送、給付金の受け取りは口座振込にご協力お願いします

申込期限
令和2年8月11日(火)

- 郵送の場合
- ①申請書に必要事項を記入・押印します
 - ②次の本人確認書類のいずれかをコピー
 - 本人確認書類
 - ・運転免許証（裏面に住所が記載されている方は両面）
 - ・マイナンバーカード
 - ・住基カード
 - ・パスポート
 - ・健康保険証（裏面に住所が記載されている方は両面）
 - ・年金手帳

③口座確認書類をコピー

▼口座確認書類
金融機関名、口座番号、口座名義（カナ）が分かる通帳またはキャッシュカードの写し


※ゆうちょ銀行口座を振込先口座として希望する方は、申請書に預金通帳の見開きまたはキャッシュカードに記載された「通帳記号、通帳番号（7桁）」をご記入ください

④書類②・③は貼り付けず申請書と返信用封筒に同封して返信

■オンラインの場合
マイナンバーカードと振込先に指定する口座が分かるものを用意して「マイナンバーポータル」にログインし、手続きしてください。

▲マイナンバーポータル

▲省の特別定額給付金ページ



■詐欺に気をつけて！
新型コロナウイルス感染症の拡大に便乗した手口の詐欺事件が全国的に増えています。

次のようなことを求めることは絶対にありません。
振り込め詐欺などには、ご注意ください。

○他人がATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作を依頼し、お金を振り込ませる

○月形町や総務省が「特別定額給付金」を支給するために、手数料の振り込みを求めめる

※不審な電話がかかってきた場合は、総務課危機管理係または警察にご連絡ください

問合せ先 総務課危機管理係
☎ 53・2321



社 新型コロナウイルス感
福 染症に係る人権相談

新型コロナウイルス感染症
に関連して、感染者・濃厚接
触者、医療従事者などに対す
る誤解や偏見に基づく差別は
決してあってはなりません。

法務省の人権擁護機関で
は、新型コロナウイルス感
染症に関連する不当な差別、偏
見、いじめなどの被害に遭つ
た方からの人権相談を受け付
けています。困った時は、一
人で悩まず、相談しましょう。

法務大臣メッセージ
YouTube 法務省チャンネル
<https://youtube.com/RYS00qCxo>

学童保育所 一時利用が できます

学童保育所（交流センター内）では、一時的な施設の利用ができますので、ご希望の方は下記までお申し込
みください。

- 利用できる方 保護者のけがや病気、事故、親族の介護などで一時的に家庭での保育が困難な方
日中の就労により、家庭での保育が困難な方
※継続して事業所などに雇用されている方は、通常保育をご利用ください
- 利用可能日数 1カ月につき**10日間**まで、就労による場合は1カ月に**5日間**まで
※就労による場合でも、夏・冬・春休み期間は1カ月に10日間まで利用できます
※利用可能日数以上の利用を希望される場合は、通常保育をご利用ください
- 申込期限 利用希望日の**8日前**まで ※けがや病気などの緊急の場合はご相談ください
夏・冬・春休み期間の利用の場合、休みに入る**14日前**までにお申し込みください
- 保育料 日額 360円（別途運営費1日100円が必要となります）
- 利用可能時間 平日：正午（下校時）～18：30
土曜日・夏・冬・春休み期間など：7：30～18：30（日曜、祝日を除く）

申込・問合せ先 保健福祉課保健係（保健センター内） ☎ IP53・3155

月形町社会体育・芸術
文化振興事業
育成基金事業

■月形町社会体育・
芸術文化振興事業
各種スポーツや芸術活動に
おいて、全国・全道大会およ
び国際的なコンクールなど
に参加、出場する団体・個人
に対して、参加費用に係る経費
の一部を助成します。

●助成対象者
補助対象となる大会に出
場する町民
●助成対象経費
参加料、交通費、宿泊費、
その他大会出場に必要な経費

●助成対象となる大会
地区大会などを経て地区代
表として出場する全道大会お
よび全国大会・国際大会
●助成金額
補助対象経費の4分の3
以内

■月形町青少年健全
育成基金事業
青少年の健全育成を目的
とした事業を奨励するため、
事業に要した費用の一部を
助成します。

●助成対象者
○個人（20歳未満の青少年お
よび育成指導者
○団体（町子ども会育成連絡
協議会所属の子ども会、奉
仕、文化、スポーツ活動を
行う青少年団体、その他青
少年健全育成活動を行う青
少年団体
●助成対象事業の例
・スポーツ活動事業（スポーツ
教室などの開催経費、用具
の購入費など）
・文化活動事業（音楽鑑賞会、
芸術鑑賞会など）
・交流活動事業（国内、海外
での人的交流や研修会など）
●助成金額
補助対象経費の4分の3
以内
助成を希望する個人およ
び団体はお早めにお問い合わせ
をください。
申請・問合せ先 教育委員会
社会教育係 ☎ IP53・344
3

その他
月形樺戸博物館を
無料開放します

7月17日は、松浦武四郎が「北加伊道」という名称を明治政府に提案した日です。

北海道では、これまでの歴史や文化、風土を見つめ直し、北海道の価値を再確認するとともに、道民一体となってより豊かな北海道を築き、北海道の魅力を発信することを目的として、この日を「北海道みんなの日」に制定しています。

月形樺戸博物館はこの日に合わせ、入館料を無料としますので、ぜひこの機会にご来館ください。

無料開放日 7月17日(金)
開館時間 午前9時30分～午後5時(入館は午後4時30分まで)

問合せ先 企画振興課商工観光係 ☎53・2325
その他 対象施設は北海道のホームページをご覧ください

北海道のホームページ
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/ss/717/event.htm>

その他
農業者年金への
加入のおすすめ

農業者年金制度は、将来に受け取る年金を、自分自身で積み立てる積立方式の年金です。

加入できる方
次の①～③の条件を満たせば、加入できます。

- ① 国民年金の1号被保険者
- ② 年間60日以上農業に従事している方
- ③ 60歳未満の方

※農地を持っていない農業者や配偶者、後継者も加入できます

農業者年金の優れた点
○保険料は、**全額社会保険控除の対象となり、大きな節税効果があります**

○運用益は非課税となります
○毎月の保険料は、2万円から最高6万7000円まで1000円単位で自由に決めることができ、**変更も自由**です

○一定の要件を満たす農業者は、保険料の助成を受けられます

問合せ先 農業委員会事務局
☎53・2324または月形町農業協同組合金融課 ☎53・3422

その他
こども園園児散歩ルート
に注意喚起看板を設置

昨年に滋賀県大津市で起きた園児の交通事故を受け、交通事故防止のため園児が普段散歩する「南耕地線三差路」「須部都川沿い」「あじさい団地前」の町道沿い3カ所に注意喚起看板を設置しました。皆さんも付近を通行の際には減速などのご配慮をお願いします。



自衛官募集 ~可能性にチャレンジ~
【問合せ先】自衛隊札幌地方協力本部岩見沢地域隊事務所 TEL23-5514
【町の窓口】総務課危機管理係 TEL4P53-2321

募集種目	受験資格	受付期限	試験期日
航空学生	空：高卒21歳未満の方 海：高卒23歳未満の方	9月10日	1次試験9月22日
			2次試験 10月17日～22日(内1日)
一般曹候補生	18歳以上33歳未満の方	9月10日	1次試験 9月18日～20日(内1日)
			2次試験 10月9日～14日(内1日)
自衛官候補生	18歳以上33歳未満の方	8月21日	男子：8月29日～31日(内1日) 女子：8月30日

7月31日は **納期限** です

固定資産税 第2期
国民健康保険税 第1期
後期高齢者医療保険料 第1期
介護保険料

～2020年の納付期限一覧～

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
軽自動車税	6月1日					
固定資産税	6月1日	7月31日	9月30日	11月30日		
町・道民税	6月30日	8月31日	11月2日	12月25日		
国民健康保険税	7月31日	8月31日	9月30日	11月2日	11月30日	12月25日
後期高齢者医療保険料	7月31日	8月31日	9月30日	11月2日	11月30日	12月25日
介護保険料	7月31日	8月31日	9月30日	11月2日	11月30日	12月25日

パークゴルフ大会のおしらせ

●第22回月形町議会議長杯
開催日 7月19日(日)

●第20回月形郵便局長杯
開催日 8月2日(日)

■各大会共通事項
開催場所 月形町パークゴルフ場
受付時間 9:00まで
競技開始時刻 9:30
参加料 1人500円(当日会場で徴収)
※月形郵便局長杯は無料
※パークゴルフ場の使用料は各自負担

参加申込 当日の受付時間内とします
試合方法 男女別個人戦、36ホールストロークプレー
表彰 男女別に1位~5位、飛賞、ホールインワン賞、参加賞

その他 組み合わせは、男女混合で抽選とします
※小雨決行

問合せ先 事務局 毛利 ☎53・2165



防災対策専門員による防災講座②



~共助について~

2回目の今回は、「共助」に関してです。
「共助」とは、自分や家族の安全を確保した後に、近所や地域の方々と助け合うことです。また、災害時に円滑に助け合いができるように、日常から地域での助け合いについて備えることです。

皆さんがお住まいの地域で高齢の方や持病があつての方が一の手助けが必要な方はいませんか？

町役場でも要支援者の方々の情報を収集していますが、最新の状況を把握できるのは地域に住んでいる皆さんではないでしょうか？

普段のご近所付き合いや町内での挨拶、声掛けを通じて、災害発生時における円滑な助け合いが出来るようになります。

新型コロナウイルスの影響で災害時における避難要領についても検討していますが、真に危険が迫っている場合は迷わず避難してください。



消太の防火教室

IWAMIZAWA FIRE DEPT

月形支署
から
お知らせ



ガスコンロの取扱いに気をつけよう

1 点火や消火したときは必ず目で確認しよう！
点火しても火がついていないことや、消したつもりが消えていないことがあります。必ず目で見て炎を確認しましょう。

2 ガス器具使用時は換気しよう！
使用中は換気扇を回すなどして必ず換気を行きましょう。



3 調理中はコンロから離れない！
コンロから離れる際は、必ず火を消しましょう。

4 ゴム管は時々点検し、取り替えよう！
ゴム管が固くなり、ひび割れや全体的に白っぽくなっているものは交換しましょう。

5 ガスは青い炎の状態を使用する！
赤っぽい炎は、不完全燃焼を起こし一酸化炭素が発生している場合があります。危険です。ガス会社に連絡して点検を受けましょう。

6 外出・就寝時はガスの元栓をしっかりと閉める！
ガス器具使用後は器具の消火を確認し、ガスの元栓を閉めましょう。



「新しい生活様式」の熱中症対策

新型コロナウイルス出現に伴い、感染防止の3つの基本である①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いや「3密(密集、密接、密閉)」を避けるなどの「新しい生活様式」を取り入れ、夏本番の暑さを乗り切りましょう。

- 小さなお子さんは
・体温の調節機能が十分に発達していないので注意を！
- 高齢者の方は
・のどが渇いてなくても水分を補給
・室内を快適な環境に

マスクを適宜
はずす



日傘・帽子を
使用



日陰を利用



水分・塩分
補給



問合せ先 消防月形支署 ☎IP 53・2154 (一般) ☎24・0119 (火事情報) ☎119 (救急・火事)

その他 北海道警察官を 募集します

北海道警察では、警察官採用試験を実施します。「誰かの役に立ちたい」そんな思いを持っている方をお待ちしております。

採用予定人数 420名程度、

大学卒210人(内女性50人)、

高校卒210人(内女性55人)程度

受付期限 8月21日(金)

一次試験 9月21日(月・祝)

問合せ先 月形駐在所 ☎53・2433

その他 海上保安大学校・海上保安学校学生募集

海上保安庁では、令和3年4月採用の学生を募集します。

受付期限

・海上保安大学校 8月27日(木)～8月28日(金)

(郵送・持参)、8月27日(木)～9月7日(月)

(インターネット)

・海上保安学校 7月21日(火)～7月22日(水)

(郵送・持参)、7月21日(火)～7月30日(木)

(インターネット)

一次試験

・海上保安大学校 10月31日(土)、11月1日(日)

・海上保安学校

・海上保安学校 9月27日(日) ※申込方法、試験内容などはホームページをご覧ください

http://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/saiyou/bosyuh.html

問合せ先 小樽海上保安部管理課 ☎0134・27・6118

その他 塗装作業などに感謝 北海道道路産業(株)

5月18日、北海道道路産業株式会社(本社・札幌)に、月形町役場や交流センターなど町内公共施設5カ所の駐車場白線ライン引きや国際シンボルマーク(車椅子マーク)の塗装をしていただきました。

また、公共施設周辺のごみ拾いなど環境美化にご尽力されたことに伴い、感謝状を贈りました。



▲藤巻俊一社長(中央)、美田明生工事課長(左)

その他 職業講習を 実施します

美唄地域人材開発センターでは、次のとおりを職業講習を実施します。

●小型車両系(整地など)特別教育

期間 7月23日(木)・24日(金)

時間 午前8時30分～午後4時30分

定員 20人

受講料 1万5000円、高校生は1万2000円(消費税・テキスト代込み)

申込期日 7月13日(月)

※掲載以外にも実施する講習があります。詳しくは左記に問い合わせください

申込・問合せ先 美唄地域人材開発センター ☎63・4218

人事 月形町 人事異動

7月1日付け 敬省略

■町立病院

▽看護師(新採用) 佐久間英子、鈴木智美

■退職:5月31日付け

▽工藤由三子(企画振興課長補佐)

長補佐)

温水プール オープン OPEN

★無料開放日★
海の日 7月23日(木)
スポーツの日 7月24日(金)

総合体育館の温水プールが7月23日(海の日)にオープンします。いつも体を鍛えている人はもちろん、普段なかなか運動する機会がない人も、ぜひ今年の夏はお友達やご家族と一緒に温水プールを利用しましょう。

【開館期間】 7月23日(木)～8月30日(日)

★無料開放日 7月23日(海の日)、24日(スポーツの日)

【開館時間】

	時 間
月～金曜日	15:00～20:00
※夏休み期間 (8/1～8/16)	10:00～20:00
土・日曜日	10:00～16:30

【利用料金】

	幼児	小中学生	高校生	一般
当日券	100円	150円	220円	270円
回数券(10回)	880円	1,320円	1,760円	2,200円

【利用上の注意】

- ①就学前の幼児は、保護者がプールに入り付き添うこと
- ②プール内の仕切柵を乗り越えるなど危険な行為はしないこと
- ③一般用プールは、小学2年生以下の子や身長が130cm未満の子、25m以上泳ぐことのできない子は利用できません。ただし、利用者1人につき保護者1人が付き添う場合に限り利用できます
- ④その他、監視員・係員の指示に従うこと

問合せ先 教育委員会社会教育係 ☎IP 53・3443
Eメール syakyo@town.tsukigata.hokkaido.jp

北海道「どさんこ・子育て特典制度」 をご利用ください

月形町は、北海道が少子化対策として推進している「どさんこ・子育て特典制度」を実施し、月形町の子どもたちが元気で健やかに育ってもらうため、月形商工会と協働で子育て支援に取り組んでいます。

【特典カードについて】

★特典カードの配布対象

- ◎小学6年生までの子どもがいる家庭
- ◎妊娠中の方がいる家庭

★特典カードの配布方法

平成28年4月1日に配布対象になっていたご家庭には、町から特典カードを郵送しています。また、母子健康手帳を受け取りに来られた方にも随時お渡ししています。

平成28年4月2日以降に転入された方などで特典カードをお持ちでない方には、カードを発行します。

※特典カードは、記入された子どもとその家族に限って利用できます。

※カードに記入された子どもが小学校を卒業された場合は、ご利用できませんので各自で処分してください

【協賛店舗の特典サービス】

協賛店舗にはステッカーが掲示されていますので、協賛店舗からサービスを受ける場合は、買い物や飲食などの前にカードを提示し、サービス内容を確認してください。

**道内の協賛店
はこれが目印！**

協賛
ステッカー▶



★★★月形商工会加盟の北海道どさんこ・子育て特典制度協賛店（令和2年度）★★★

店舗名	特典内容	妊婦さんの利用	提供期間
朝倉エネルギー（株）	①ガソリン、軽油、灯油1ℓ当たり2円引き ②カーケア用品20～70%引き	○	通年
（株）山ス伊藤商店	購入値引き（商品により値引き率変動）		
（株）香西電気商会	500円以上のお買い上げで粗品贈呈		
松田とうふ店	全商品10%引き		
カフェ萌木	カード提示で当店のスタンプカードに1ポイントプラス		
コミュニティショップゆづき	まんまる納豆を1個20円引きで販売		
月形温泉ゆりかご	カード提示でまんまるトマトを入浴券1枚につき1本サービス		
Diner TERA	お子様にバニラアイスクリームをサービス	×	

この事業は北海道と連携しており、道内の協賛店舗などにも同様の「協賛ステッカー」が貼ってありますので、「特典カード」を提示することにより、さまざまな特典を受けられます。また、道外の一部施設などでも利用可能で、右のマークが協賛店舗の目印となります。

協賛店舗や特典の内容は随時更新されますので、月形町または北海道のホームページでご確認ください。

月形町HP <http://www.town.tsukigata.hokkaido.jp/>

北海道HP <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/ikuji/dosanko.html>

**道外の協賛店
はこれが目印！**

▶全国共通
ロゴマーク



問合せ先

■月形商工会 ☎ 53・2341

■保健福祉課保健係 ☎ IP 53・3155

国民健康保険

◆令和2年度保険税率の改定について◆

■令和2年度保険税率

国民健康保険制度の改正により、平成30年度から北海道が財政運営の主体となる新しい国保制度が始まっており、保険税は国民健康保険運営のための納付金として北海道へ納めるための財源となっています。

保険税率改定にあたっては、北海道が示す標準保険税率を参考にしながら決定しますが、医療費高騰に備えた月形町の積立金が多額となってきたため、その一部を取り崩すことにより、均等割および平等割を引き下げることにしました。

区分	課税標準	医療給付費分 ※1		後期高齢者支援金分※1		介護納付金分※2	
		令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
所得割	加入者の所得	5.90%	変更なし	2.00%	変更なし	1.40%	変更なし
均等割	加入者1人当たり	29,000円	変更なし	10,000円	変更なし	12,000円	10,000円
平等割	加入者1世帯当たり	21,000円	20,000円	8,000円	7,000円	7,000円	6,000円
課税限度額		610,000円	630,000円	190,000円	変更なし	160,000円	170,000円

※1 国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行する方がいる場合、世帯構成によって軽減措置があります

※2 介護納付金分は、40歳から64歳の方が属する世帯が対象となります

■保険税の軽減

前年の所得が一定以下に該当する世帯は、均等割額、平等割額が次のとおり軽減されます。

※世帯の中に住民税の申告をされていない方がいる場合は、軽減を受けることができませんのでご注意ください

軽減割合 ※3	軽減判定基準 ※4・5	軽減される額				※3 上記の保険税率の注釈 ※1が適用される場合は、軽減される額が異なります
		区分	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	
7割軽減	世帯全員の前年の所得が33万円以下の世帯	均等割	20,300円	7,000円	7,000円	※4 「軽減判定基準」の所得には国民健康保険に加入されていない世帯主(擬制世帯主)の所得も含まれます
		平等割	14,000円	4,900円	4,200円	
5割軽減	世帯全員の前年の所得が次により算出した額以下の世帯 33万円 + 28万5,000円 × 加入者数	均等割	14,500円	5,000円	5,000円	※5 「軽減判定基準」の加入者数には、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方を含めます
		平等割	10,000円	3,500円	3,000円	
2割軽減	世帯全員の前年の所得が次により算出した額以下の世帯 33万円 + 52万円 × 加入者数	均等割	5,800円	2,000円	2,000円	
		平等割	4,000円	1,400円	1,200円	

◆保険証（被保険者証）の一斉更新について◆

■保険証が新しくなります

現在ご使用の保険証の有効期限は令和2年7月31日です。新しい保険証は、7月末日までに住民登録をしている住所に簡易書留郵便で送付します。

※保険証の更新を役場窓口（住民課戸籍保険係）でしていただく場合があります。対象の方へは別途ご案内します

※70歳以上75歳未満の方は、保険証と高齢受給者証が一体型となっています

■限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証（以下「限度額適用認定証」という）も更新

現在ご使用の限度額適用認定証の有効期限は令和2年7月31日です。令和2年8月1日以降、限度額適用認定証が必要な方は、役場窓口（住民課戸籍保険係）で申請してください。

問合せ先

- 制度全般について 住民課戸籍保険係 ☎IP53・2323
- 保険税について 住民課税務係 ☎IP53・2323

後期高齢者医療制度のお知らせ 保険証（被保険者証）の一斉更新について

■保険証が新しくなります（だいたい色→水色）

現在ご使用のだいたい色の保険証の有効期限が令和2年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。7月中に新しい保険証を交付（送付）しますので、お手元に届きましたら、水色の保険証をご使用ください。

- 新しい保険証の有効期限は、令和3年7月31日です
- 紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、住民課戸籍保険係までお問い合わせください

■減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）、限度証（限度額適用認定証）も新しくなります（黄緑色→黄色）

現在ご使用の黄緑色の減額認定証および限度証の有効期限が令和2年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

引き続き交付対象に該当する方は7月中に減額認定証および限度証を交付（送付）しますので、8月1日からは黄色の減額認定証および限度証をご使用ください。

新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することをご確認の上、住民課戸籍保険係へ申請してください。

※有効期間は保険証と同じく1年間です

●減額認定証の交付対象…次の区分ⅠまたはⅡに該当する方

区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方 ○世帯全員の所得が0円の方（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方） ○老齢福祉年金を受給されている方

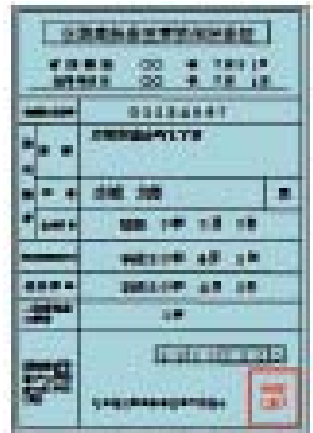
●限度証の交付対象…次の3区分のうち、現役並みⅠまたは現役並みⅡに該当する方

現役並みⅢ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅠ	現役並みⅢ・Ⅱに該当しない3割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者の方

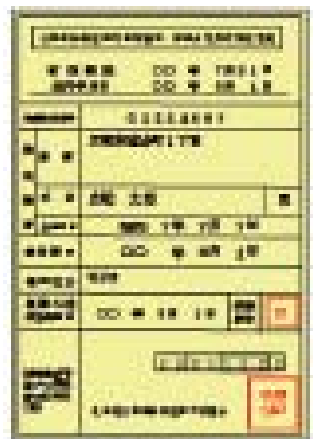
■保険料の通知

令和2年度の保険料につきましては、7月中に個別にお知らせします。

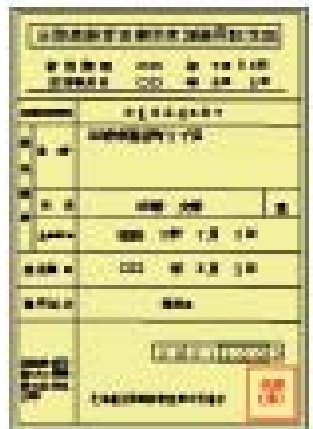
※保険料の軽減については5月号、保険料の支払いについては6月号をご覧ください



▲保険証



▲減額認定証



▲限度証

問合せ先

住民課戸籍保険係 ☎ IP53・2323
北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011・290・5601